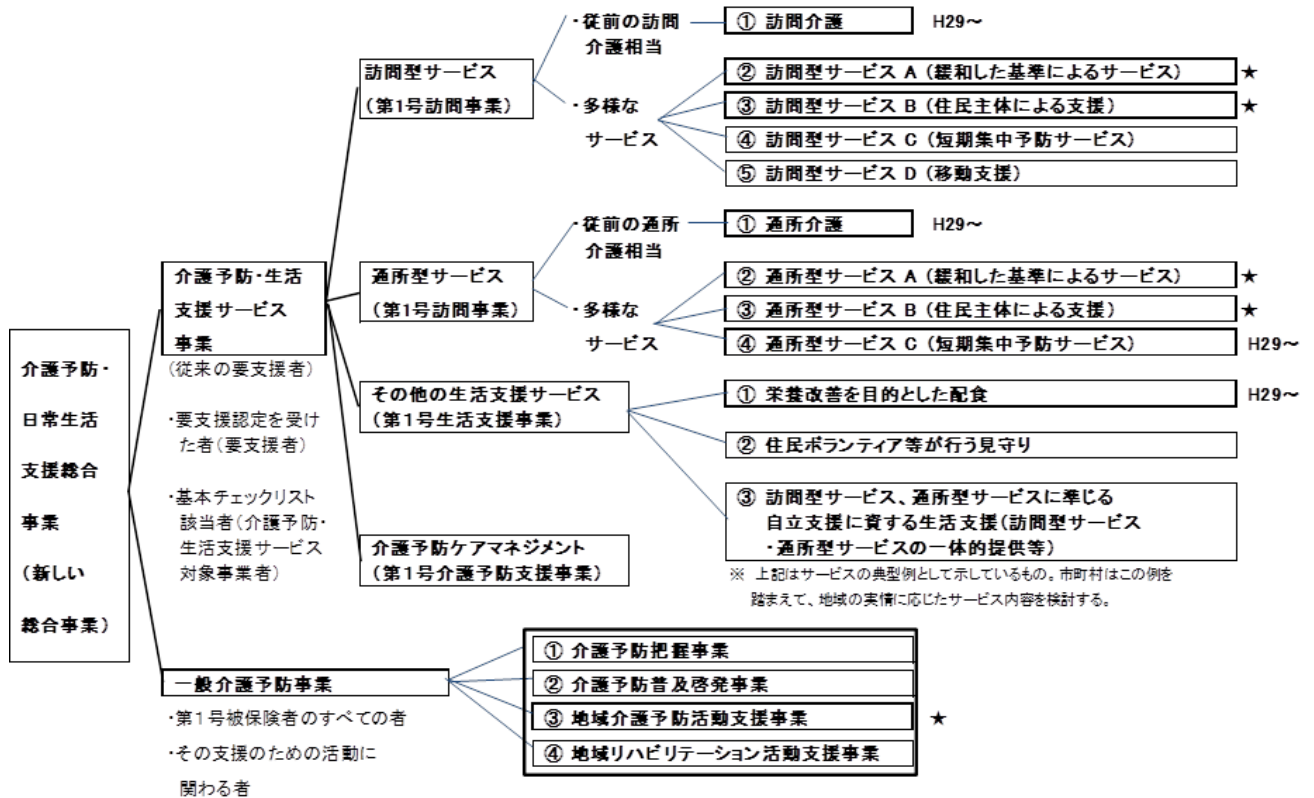


(1) 総合事業における多様なサービスの開始について

<総合事業の構成とサービスの全体像>



<30年度に導入予定のサービス>

1) 介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービスについては、
 - ①訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ②訪問型サービスB(住民主体による支援)を導入
- 通所型サービスについては、
 - ①通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ②通所型サービスB(住民主体による支援)を導入

2) 一般介護予防事業

- ③地域介護予防活動支援事業については、新たに、転倒予防体操推進活動団体、地域サロンに対する補助金導入。

①緩和した基準によるサービスの内容

1)訪問型サービス

- 本市の訪問型サービスAの名称を「生活援助訪問型サービス」とする。

ア)従前のサービスとの比較

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス名称	介護予防訪問型サービス	生活援助訪問型サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等
対象者とサービス提供の考え方	要支援者等のうち、 ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○訪問介護員によるサービスが必要なケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	要支援者等のうち ○身体介護を伴わない生活援助のケース ○訪問介護員以外によるサービスが必要なケース
実施方法	事業者指定	
基準	旧介護予防訪問介護と同等	人員等を緩和した基準
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者

イ)市認定ヘルパーについて

- 以下の講座を受講した者を市認定ヘルパーとする。
 - ・市認定ヘルパー養成講座 ※詳細は別紙参照
 - ・介護予防・生活支援サービス担い手養成研修
(運営:千葉県介護福祉士会(千葉県委託事業))
 - ・上記研修に準ずるもの
(※他市認定ヘルパー研修等)

市認定ヘルパーが提供するサービス

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| ・居室内やトイレ、卓上等の清掃 | ・ゴミ出し |
| ・掃除の準備、後片付け | ・洗濯機または手洗いによる洗濯 |
| ・洗濯物の乾燥、物干し | ・洗濯物の取り入れと収納 |
| ・利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等 | |
| ・衣類の整理(夏・冬物等の入れ替え等) | ・アイロンがけ |
| ・被服の補修(ボタン付け、破れの補修等) | ・食事の配膳、後片付け |
| ・日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む) | |
| ・一般的な調理 | ・薬の受け取り |

2) 通所型サービス

- 通所型サービス A として、運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービスの2つのサービスを設定。

ア) 従前のサービスとの比較

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス	
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	
サービス名称	介護予防通所型サービス	運動機能向上ミニデイ型サービス	介護予防ミニデイ型サービス
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	運動機能向上のための機能訓練、 レクリエーション等	体操やレクリエーション等
対象者とサービス提供の考え方	要支援者等のうち ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	要支援者等のうち ○入浴、食事等の介助のサービスを必要としないケース ○集中的に運動機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース	要支援者等のうち ○入浴、食事等の介助のサービスを必要としないケース
実施方法	事業者指定		
基準	旧介護予防通所介護と同等	人員等を緩和した基準	
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者+ボランティア	

② 住民主体サービスの内容

1) 訪問型サービス

本市の訪問型サービス B の名称を「住民主体による訪問型サービス」とする。

ア) 従前のサービスとの比較

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①訪問介護	③訪問型サービスB (住民主体による支援)
サービス名称	介護予防訪問型サービス	住民主体による訪問型サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	住民主体の自主活動として行う生活援助等
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○訪問介護員によるサービスが必要なケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	要支援者等のうち ○身の回りの簡易な生活援助を利用するケース
実施方法	事業者指定	補助(助成)
基準	旧介護予防訪問介護と同等	個人情報保護等の最低限の基準
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	ボランティア主体

2)通所型サービス

本市の通所型サービスBの名称を「住民主体による通所型サービス」とする。

ア)従前のサービスとの比較

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス
サービス種別	①通所介護	③通所型サービスB (住民主体による支援)
サービス名称	介護予防通所型サービス	住民主体による通所型サービス
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	要支援者等のうち、 ○外出や交流を目的とした住民主体の通いの場を利用するケース
実施方法	事業者指定	補助(助成)
基準	旧介護予防通所介護と同等	個人情報の保護等の最低限の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	ボランティア主体

3)地域サロン

65歳以上の全ての高齢者が参加することのできる、外出や交流を目的とした住民主体の通いの場を充実するため、「地域サロン」を導入する。

4)実施方法

住民主体による訪問型サービス、住民主体による通所型サービス、地域サロンを提供する団体に、立上げ経費や活動に要する費用を補助する。

③転倒予防体操推進団体補助金について

1)目的

転倒予防体操を普及することにより、高齢者の健康維持及び介護予防の推進を図るため、転倒予防体操推進団体に補助金を交付。

2)対象 ア)～ウ)すべてに該当する団体

ア)転倒予防体操推進団体の登録を行っていること。

イ)当該年度の4月1日から3月31日までの間に活動を行う団体であり、概ね月2回程度、活動を継続していること。

ウ)同一団体において、他の補助金を受けていない団体であること。

3)補助対象経費

借用費(会場費等)、消耗品費、保険料

4)申請方法

交付希望団体は、市役所高齢者支援課に申請書等を提出。

事業実施後、報告書などの書式一式を提出し、補助金の交付を受ける。

<今後のスケジュール予定について>

平成30年7月中	サービスA事業者指定申請受付
平成30年8月中	サービスコード表等ホームページ掲載
平成30年8月中	サービスB提供開始
平成30年9月中	サービスA提供開始
第1回:平成30年6月～ 第2回:平成30年11月～	市認定ヘルパー養成講座
第1回:平成30年9月20日(木) 第2回:平成31年2月 or 3月	事業所内養成研修講師向け説明会